

青森市自動体外式除細動器（AED）貸出事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び青森市財務規則（平成17年青森市規則第63号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、保健部保健予防課長（以下「課長」という。）が物品管理員（財務規則第226条第2項に規定する物品管理員をいう。以下同じ。）として管理する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しに係る事業（以下「自動体外式除細動器（AED）貸出事業」という。）の実施に関し必要な事項を定め、もって市民の安全と安心の確保に資することを目的とする。

（事業の実施）

第2条 市長は、前条に規定する目的を実現するため、自動体外式除細動器（AED）貸出事業を実施する。

（貸出機器）

第3条 この要綱の規定により貸し出すAEDは3台とし、保健部保健予防課及び浪岡事務所健康福祉課に配置する。

2 AEDの貸出台数は、市内で開催される市民が参加する催事等（以下「イベント等」という。）1回につき1台とする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

（貸出対象）

第4条 AEDの貸出しを受けることができる者は、イベント等（営利を目的としたものを除く。以下同じ。）を行おうとする団体等の代表者とする。

2 AEDの貸出しについて、次の各号のいずれかに該当するときは、その対象としないものとする。

- （1） AEDを救命活動又は救命活動に備える目的以外で使用しようとするとき。
- （2） イベント等に医療従事者（医師、看護師、保健師、救急救命士等をいう。以下同じ。）又は普通救命講習（AEDの操作方法を含むものに限る。以下同じ。）を修了した者が配置されないとき。
- （3） イベント等が、法令若しくは公序良俗に反し、又はこれらに反するおそれがあると認められるとき。
- （4） AEDの貸出しを受けようとする者が第6条の規定による申請をした時点において、当該申請における貸出希望日と同一の日を貸出希望日とする同条の規定による別の申請が3件以上あるとき。

- (5) 前各号に定めるもののほか、イベント等におけるAEDの使用に関し市長が不
適当であると認めるとき。

(貸出申請)

第5条 AEDの貸出しを受けようとする者は、AEDの貸出しを受けようとする日（以
下「貸出希望日」という。）の1か月前から1週間前までに、自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) イベント等の内容が確認できる書類
- (2) イベント等に配置される医療従事者の資格証又は普通救命講習を修了した者の
修了証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(貸出決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、AED
の貸出しの可否を決定し、自動体外式除細動器（AED）貸出可否決定書（様式第2
号。以下「決定書」という。）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定によりAEDの貸出しを可とする決定の通知を受けた者（以下「借受者」
という。）は、決定書に記載されている場所においてAEDの引渡しを受けるものとする。
- 3 課長は、第1項に規定するAEDの貸出しの決定に当たっては、財務規則第236条
第1項に規定する物品貸付調書に相当する自動体外式除細動器（AED）貸出調書（様
式第3号）について必要な調製を行わなければならない。
- 4 前条及び第1項の規定によるAEDの貸出しに係る申請及び決定は、借受者と市との
物品使用貸借契約の締結とみなす。

(貸出期間)

第7条 AEDの貸出期間は、引渡しの日から7日以内とする。ただし、市長が特に認め
るときは、この限りでない。

(貸出料)

第8条 AEDの貸出しに係る貸出料は、無償とする。

(費用負担)

第9条 貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理に要する経費は、借受者の負担と
する。

(使用上の遵守事項)

第10条 借受者は、AEDの使用について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) AEDを善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) AEDを取扱説明書に従い適切に使用すること。
- (3) AEDを申請目的以外で使用しないこと。
- (4) AEDを他に譲渡し、交換し、若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。

(貸出決定の解除)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の規定によるAEDの貸出しの決定を解除することができる。

- (1) 借受者が、AEDを使用しなくなったとき。
- (2) 借受者が、前条各号の規定に違反したとき。
- (3) 市がAEDを公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(返却)

第12条 借受者は、AEDを貸出期間の満了の日（前条の規定により貸出しの決定が解除された場合にあっては、市長が指定した日）までに決定書に記載されている返却場所に返却するものとする。

- 2 借受者は、AEDの返却をするときは、自動体外式除細動器（AED）使用実績報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、借受者の責めに帰する理由により、第1項に規定する返却期限までにAEDが返還されなかったときは、当該期限の日の翌日から起算してAEDが返還された日までの日数に応じた違約金を徴することがある。

(損害賠償)

第13条 借受者がAEDを損傷し、又は滅失したときは、当該借受者は、自動体外式除細動器（AED）損傷・滅失届（様式第5号）を市長へ提出しなければならない。

- 2 借受者が故意又は重大な過失によりAEDを損傷し、又は滅失したときは、借受者は、借受者の負担において、相当額を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、自動体外式除細動器（AED）貸出事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年9月1日から実施する。

(準備行為)

2 この要綱の実施に伴うAEDの貸出しに必要な申請、決定その他手続は、この要綱の実施の前においても行うことができる。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。